

【 申請手続きについて（生活水の確保事業は除く） 】

1. 申請書の提出
 ↓
 必要書類を添えて、各担当課か支所に提出してください。
 （申請書類は、各担当課か支所、市のホームページなどで入手できます）
2. 交付の決定
 ↓
 申請内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、申請者に通知します。
 （注）交付の決定前に着手（発注や購入含む）したものは、補助の対象となりませんので
 ご注意ください。
3. 事業の実施
 ↓
 交付決定通知を受けた申請者は、事業を開始してください。
4. 実績報告書の提出
 ↓
 事業終了後、実績報告書を各担当課か支所に提出してください。
 実績報告書の内容を審査し、交付確定額を申請者に通知します。
5. 補助金の請求・交付
 ↓
 通知を受けた申請者は、請求書を提出してください。
 請求書の提出を受け、補助金を交付します。

【 生活水の確保事業の申請手続きについて 】

シルバー人材センターに依頼する場合

1. 依頼
 ↓
 シルバー人材センターに依頼してください。
2. 事業の実施
 ↓
3. 申請書の提出
 ↓
 シルバー人材センターから申請書類が
 水道課に提出されます。
4. 補助要件の審査
 ↓
 補助要件を審査し、申請者に通知します。
5. 補助金の請求・交付
 ↓
 通知を受けた申請者は、請求書を提出して
 ください。
 請求書の提出を受け、補助金を交付します。

生活水確保登録員に依頼する場合 （東西祖谷地区のみ）

1. 依頼
 ↓
 支所に連絡し、生活水確保登録員に
 依頼してください。
2. 事業の実施
 ↓
3. 作業料金の支払
 ↓
 生活水確保登録員に作業料金を支
 払い、領収書を受け取ってください。
4. 申請書の提出
 ↓
 申請書類を水道課に提出してください。
5. 補助要件の審査
 ↓
 補助要件を審査し、申請者に通知します。
6. 補助金の請求・交付
 ↓
 通知を受けた申請者は、請求書を提出して
 ください。
 請求書の提出を受け、補助金を交付します。



三好市集落支援包括事業

～ 地域の暮らしを支援します ～

1 食料品や日用品等を提供するために行う事業

市内の買い物が困難な地域において、食料品や日用品の移動販売及び配達にかかる事業費の一部や移動販売に使用する車両を新たに購入する費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額
移動販売等 事業運営費	自動車等で移動販売・配達事業を行 い、地域の見守り活動 ^注 が行 える方	原則として車両総重量区分ごとに定め た次の基準額を車検年数で除した額 【基準額(抜粋)】 1.0tまで 30,000円 2.0tまで 40,000円 2.5tまで 45,000円 3.0tまで 50,000円 4.0tまで 60,000円 5.0tまで 70,000円
車両購入費用	市内の移動販売事業者で、新たに 車両を購入し、5年以上継続して移 動販売及び地域の見守り活動 ^注 が行える方	車両購入費用のうち、車両本体価格 (消費税を除く)の3分の1 (上限100万円)

注) 地域の見守り活動とは、市道の状況や高齢者宅に郵便物や新聞がたまっているなど、地域のなかで異変に気づいた場合には、市役所及び関係機関等に連絡していただく活動です。

お問い合わせ先 地方創生推進課（電話 0883-72-7607）

2 有害鳥獣対策に関する事業

市内の農地（農作物を作付けしている田畑）に有害鳥獣の侵入防護柵を設置及び既設防護柵の修繕等を行う場合に、その費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額
侵入防護柵の新設及び既設 防護柵の修繕等にかかる費 用 ^注	自治会等	対象経費の2分の1以内

注) この事業は、集落単位で行うのが効果的であるため、原則として、自治会等の集落単位で行って
いただきます。ただし、近隣に希望する方がいない場合は、1戸からでも補助対象となります。

お問い合わせ先 農林政策課（電話 0883-72-7617）

3 道路等の維持管理に関する事業

小規模道路(私道)整備事業

公道から住家までの私道の開設・改良・舗装にかかる費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額	実施基準等
私道の開設・改良・舗装にかかる費用 <small>注1)</small>	個人	施工費用の2分の1以内 (上限 ^{注2)} あり)	対象は、幅員2.0m以上(拡幅後2.0m以上となるものを含む)、施工延長200m以内の私道 【事業例】 ・人しか通ることのできない道を拡幅 ・未舗装の私道の舗装工事 ・住家から公道までの私道を開設

注1)工事は申請者(私道所有者等)が施主として施工し、工事完了後の維持・管理も私道所有者等が行います。

注2)補助額の上限は工種及び工事地区によって異なります。

お問い合わせ先 工務課 (電話 0883-72-7623)

道路維持管理事業(除草作業)

自治会等が行っている市道・農林道等の除草作業にかかる費用の一部を補助します。
なお、申請書の受付は原則として8月末日までとします。それ以降の申請は受付できませんので、年2回の実施を予定している場合は特にご注意ください。

対象経費	補助対象者	補助金額	実施基準等
道路除草作業にかかる費用	自治会等	1mあたり12円 (同一路線は年2回まで)	・市が管理する道路が対象 ・1軒への取り合い道路や軒並み家屋が密集している地域は対象外 ・除草幅は、道路の両肩で1m以上 ・除草作業には、枝払い、集草、廃棄処分までを含みます ・側溝の落ち葉等の除去

お問い合わせ先 管理課 (電話 0883-72-7681)

4 自治会等が設置・管理している集会所等の修繕・新築

自治会等が設置・管理している集会所等を修繕または新築する場合に、工事費用の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額	対象経費等
修繕	自治会等	工事費用の3分の2以内 (上限200万円) エアコンの新設・更新 (設置工事含む)にかかる費用の3分の2以内 (上限50万円)	【対象となる経費】 ・集会施設の建屋本体部分(屋根・床・壁・柱・基礎)の新築・修繕 ・便所の改修 ・バリアフリー化 ・エアコンの新設・更新(設置工事含む)、など 【対象とならない経費】 ・集会施設の備品や設備の整備(カーテン・ふすまや障子の張替え等) ・建屋以外(側溝・駐車場の舗装等)の修繕 ・事業費が10万円以下の場合、など
新築		工事費用の2分の1以内 (上限500万円)	

お問い合わせ先 管財課 (電話 0883-72-7635)

5 生活水の確保事業

水源地の清掃や簡単な修繕をするために、シルバー人材センター、生活水確保登録員(東西祖谷地区に限る)に依頼し、要した人件費の一部を補助します。

対象経費	補助対象者	補助金額
水源地などの維持管理にかかる人件費	市の給水区域外 ^{注)} の個人及び団体	水源地の清掃や簡単な修繕にかかる人件費の2分の1 ただし、上限は1回5,000円で、1世帯(複数戸で利用している場合も1世帯とみなす)につき年5回まで

注)給水区域外とは、上水道、簡易水道等の水道施設がない区域のことです。

※この事業を活用する場合は、シルバー人材センターにて申請・手続きをしてください。

※東西祖谷地区にお住まいの方で、生活水確保登録員に依頼する場合は、支所にて申請・手続きをしてください。

※パイプ等の材料費は個人負担となります。

お問い合わせ先 水道課 (電話 0883-72-7626)